

佐賀県訓令甲第七号

本 庁

現 地 機 関

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(佐賀県文書規程の一部改正)

第一条 佐賀県文書規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「国民保護・防災監専決事項」を「国民保護・防災対策監専決事項」に改める。

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第二条 佐賀県本庁決裁等規程(平成十六年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項第二号を次のように改める。

二 国民保護・防災対策監

第十二条第三項中「国民保護・防災監」を「国民保護・防災対策監」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年五月二十八日から施行する。